

答申第 278 号

平成 17 年 8 月 10 日

神奈川県知事 松 沢 成 文 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 16 年 10 月 18 日付けで諮問された県民からの電話対応記録等一部非公開の件（諮問第 316 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関が、次に掲げる文書を作成していないため存在しないとして、公開を拒んだことは、妥当である。

- (1)平成16年9月3日午後に廃棄物対策課課長代理と不服申立人が電話で交わした会話の記録
- (2)平成16年9月3日午後に不服申立人が廃棄物対策課課長代理に対して廃棄物対策課長へ伝えるよう依頼した内容が、廃棄物対策課長へ伝えられなかったことの理由を示す記録

2 不服申立てに至る経過

- (1)不服申立人は、神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、平成16年9月3日付けで、神奈川県知事(以下「知事」という。)に対して、次に掲げる文書について、行政文書公開請求(以下「本件公開請求」という。)をした。

ア 平成16年9月1日午前に廃棄物対策課課長代理(以下「本件課長代理」という。)に対して不服申立人が電話にて依頼した内容を本件課長代理が記録し対応した状況を示す記録の一切(以下「本件一部非公開文書」という。)

イ 平成16年9月3日午後に本件課長代理と不服申立人が電話で交わした会話及び不服申立人が本件課長代理に対して廃棄物対策課長(以下「本件課長」という。)へ伝えるよう依頼した内容が本件課長へ伝えられなかったことの理由を示す記録(以下「本件行政文書」という。)

- (2)これに対し、知事は、平成16年9月16日付けで、それぞれ次のとおり決定をした。

ア 本件一部非公開文書については、条例第5条第1号に該当する部分があるとして、一部非公開の決定をした。

イ 本件行政文書については、作成していないため存在しないとして、公開を拒む決定(以下「本件処分」という。)をした。

- (3)不服申立人は、平成16年9月27日付けで知事に対して、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるとい趣旨の不服申

立てをした。

3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

- (1) 行政担当者の日常業務は、公金により行われることを考えると、本件行政文書に係る行為が、公金を用いて執行されたと外部に対して表示する必要がある場合、録音テープやそれに基づくテープ起し文書、また、他の手段のない場合、電話を受けた人のメモや記憶によってでも、本件行政文書を作成し、公開請求の対象とすべきである。
- (2) 実施機関は、不存在を理由として本件処分を行っているが、電話を受ける行為のみならず、不服申立人からの依頼に対する処理をいかに本件課長代理が行ったかという点については、不服申立人の知る権利を保障すべきである。
- (3) 実施機関は、軽易なものについては文書を作成しなくともよいと説明しているが、担当者が軽易なものとは判断すると公開されないことになる。知事の名前で公開・非公開の決定をしているのであるから、軽易なものとは判断した資料が何かあるはずである。
- (4) 不服申立ての対象は、本件行政文書であり、本件一部非公開文書は含まれない。
- (5) 本件処分は、行政の怠慢及び隠ぺい体質をこ塗するために行われた不当なものである。

4 実施機関（環境農政部廃棄物対策課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成 16 年 9 月 3 日午後 1 時に本件課長代理と不服申立人が電話で交わした会話及び不服申立人が本件課長代理に対して本件課長へ伝えるよう依頼した内容が本件課長へ伝えられなかったことの原因を示す記録である。

(2) 本件行政文書の存否について

ア 神奈川県行政文書管理規則（以下「規則」という。）第6条において、「本庁及び所の事務処理に当たっては、軽易なものを除き、処理内容等（意思決定の経過、行政事務を管理するために必要な事項を含む。）を記録した行政文書を作成しなければならない」と定められている。

平成16年9月3日午後に本件課長代理と不服申立人が電話で交わした会話の内容は、不服申立人は、本件課長と話がしたいので、本件課長から不服申立人に対して電話をかけてほしい旨の依頼であった。本件課長代理は、会話の内容を軽易なものと判断し、行政文書を作成しなかった。不服申立人の依頼内容については、同日午後、本件課長代理が口頭で本件課長に伝えた。

イ 前述したとおり、不服申立人の依頼内容が本件課長に伝えられていない事実はないので、伝えられていないことの理由を示す記録も存在しない。

ウ 以上のことから、本件行政文書は存在せず、公開拒否の決定をした。

5 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書の存否について

ア 実施機関は、本件課長代理と不服申立人が電話で交わした会話の内容が、本件課長から不服申立人に対して電話をかけてほしい旨の依頼であったことから、軽易なものと判断し、行政文書を作成していないと説明している。

イ 事務処理に当たっては、規則第6条に基づき、軽易なものを除き、その処理内容等を記録した行政文書を作成しなければならないが、本件課長代理と不服申立人が電話で交わした会話の内容は、本件課長から不服申立人に対して電話をかけてほしい旨の依頼であり、こうしたものまで

も行政文書として作成しなければならないとは解されず、実施機関の説明が不合理とはいえない。

ウ また、実施機関は、不服申立人の依頼内容については、本件課長代理が口頭で本件課長に伝えたと説明しており、この説明に反する特段の事情は認められない。したがって、本件課長に伝えていない事実がない以上、伝えていない理由を示す記録も存在しないとする実施機関の説明が不合理とはいえない。

エ 以上のことから、本件行政文書を作成していないとする実施機関の説明は、納得できる。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 16 年 10 月 19 日	諮問書を受理
10 月 22 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
11 月 4 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
11 月 8 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
4 月 18 日 (第 45 回部会)	審議
6 月 2 日	指名委員により不服申立人から意見を聴取 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
6 月 3 日 (第 47 回部会)	審議
7 月 22 日 (第 48 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子 正史	同志社大学教授	会長職務代理者
沢藤 達夫	弁護士（横浜弁護士会）	
鈴木 敏子	横浜国立大学教授	部 会 員
竹森 裕子	弁護士（横浜弁護士会）	
玉巻 弘光	東海大学教授	部 会 員
千葉 準一	首都大学東京教授	
堀部 政男	中央大学教授	会 長 （部会長を兼ねる）

（平成 17 年 8 月 10 日現在）（五十音順）